

# 福井県報

第 245 号  
令和 5 年  
5 月 2 日(火)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規 則

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(二〇

・障がい福祉課).....二

告 示

○有害な興行の指定(二二三・県民安全課).....五

○保安林の指定の解除(二一四・森づくり課).....五

○土地改良区の定款変更の認可(二一五、二一六・丹南農林総合事務所).....五

○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(二二七・都市計画課).....五

○道路の位置の指定(二二八・嶺南振興局).....五

公 告

○土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所).....六

○土地改良区の役員の就任(同).....六

○土地改良区の役員の退任(五件・丹南農林総合事務所).....六

○土地改良区の役員の就任(五件・同).....八

○基本測量の終了(二件・土木管理課).....九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(砂防防災課).....一〇

人事委員会規則

※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(

一八).....一一

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施(五一・生活安全企画課).....一二

## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月二日

福井県知事 杉本 達治

### 福井県規則第二十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十二年福井県規則第七号)の一部を次のように改正する。  
様式第十号を次のように改める。

様式第10号(第4条関係)

措置入院決定のお知らせ

様

年 月 日

福井県知事

印

## 【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他( )】にあり、ご自身を傷つけたり、または他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定】による措置入院(措置入院・緊急措置入院)が必要であると認めたとで通知します。

## 【入院中の生活について】

1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で処分することがあります。

2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなたまたはあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。

4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

## 【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなたまたはあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、福井県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせください。

県の連絡先 〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36  
福井県総合福祉相談所 障がい者支援課  
電話 (0776) 26-5300

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、福井県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は福井県知事となります)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しを求めたい旨を訴えを提起することができます(なお、この処分の取消しを受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第十六号中「第33条第1項・第3項による入院」を「第33条第1項・第2項による入院」に改める。  
附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式第十六号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告 示

## 福井県告示第213号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和5年4月20日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	春の画 SHUNGA	ドキュメンタリージャパン 〈ハピネットフアントム・スタジオ〉
映画	花腐し	東映ビデオ 〈東映ビデオ〉
映画	シエルタリング・スカイ (原題) THE SHELTERING SKY	東北新社 (イギリス)

## 福井県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

- 解除保安林の所在場所  
坂井市三国町梶26字川端52番1、52番5
- 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

## 福井県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
四ヶ浦小椋土地改良区	令和5年4月10日

## 福井県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井朝日土地改良区	令和5年4月10日

## 福井県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、勝山市長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

- 都市計画の種類および名称  
(1) 種類  
地区計画等（地区計画）  
(2) 名称  
勝山都市計画地区計画（恐竜渓谷かつやまエリア地区計画）
- 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課

## 福井県告示第218号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和5年5月2日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
小浜市木崎第32号10番地の1  
株式会社モリタ不動産  
代表取締役 川北 貴之

## 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:㎡)	幅員 (単位:㎡)	延長 (単位:㎡)
小浜市生守23号上北原 17番4	6.00	54.57

## 公 告

六条用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月28日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	三竹 孝一	福井市下六条町29-36
理事	小林 武良	福井市下毘沙門町30-11
理事	島崎 雅行	福井市天王町26-27
理事	米倉與一郎	福井市東郷中島町11-20
理事	高嶋 一俊	福井市上六条町2-291
理事	小林 隆嗣	福井市上六条町24-12
理事	久保田博文	福井市下六条町24-22
理事	加藤 尚人	福井市天王町23-5
監事	川崎 幸男	福井市東郷二ヶ町15-5
監事	寺横 和美	福井市上六条町24-12
監事	角田 耕二	福井市天王町7-24

六条用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月29日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	三竹 孝一	福井市下六条町29-36
理事	米倉與一郎	福井市東郷中島町11-20
理事	島崎 雅行	福井市天王町26-27
理事	高嶋 一俊	福井市上毘沙門町2-291
理事	渡邊 重紀	福井市中毘沙門町8-2

理事	松浦 久敬	福井市下毘沙門町25-41
理事	岩本 巖	福井市下東郷町17-17
理事	寺横 和美	福井市上六条町24-1
理事	加藤 尚人	福井市天王町23-5
理事	久保田博文	福井市下六条町24-22
監事	川崎 幸男	福井市東郷二ヶ町15-5
監事	青山 博喜	福井市東郷二ヶ町36-12-2
監事	井上 清美	福井市上六条町18-6

今立土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	海田 和廣	越前市山室町50-6-2
〃	鈴木 昌幸	越前市西樫尾町26-6-1
〃	平澤 一吉	越前市杉尾町14-8
〃	武安 巖	越前市室谷町16-37
〃	鈴木與三市	越前市粟田部町6-46-2
〃	高橋 國夫	越前市轟井町35-4
〃	田中 和男	越前市島町6-11
〃	岡田與一郎	越前市別印町3-10
〃	笠島 行安	越前市南坂下町13-11
〃	藤井 栄一	越前市新堂町30-1-1
〃	日野岡金治	越前市赤坂町56-23-6
〃	日野岡達彦	越前市西庄境町16-1-1
〃	佐々木哲夫	越前市東庄境町29-22
〃	白崎 健一	越前市国中町64-3
〃	高岸 康博	越前市中津山町11-12-1
〃	上坂 正嗣	越前市朽飯町22-6
〃	成田 輝夫	越前市藤木町1-8
〃	飯田 正徳	越前市東樫尾町6-38-1
〃	岩本 勝一	越前市相木町15-12
〃	真柄 宏昭	越前市領家町13-8
〃	若泉 和則	越前市横住町28-12
〃	石本 正則	越前市波垣町15-10

♪ 藤井 貞一 越前市市野々町8-27-1  
 ♪ 長谷川晃英 越前市大谷町5-11  
 ♪ 倉橋 信幸 越前市北坂下町5-11  
 ♪ 為永 義昭 越前市水間町21-20-1  
 監 事 谷口 信博 越前市西樫尾町30-12  
 ♪ 白崎三兵衛 越前市国中町65-9  
 ♪ 上島 兼一 越前市高岡町2-9

鯖江市野川西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月15日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 水間 照男 鯖江市石田上町37-22-1  
 ♪ 青柳 静 鯖江市石田上町43-16-1  
 ♪ 五十嵐義治 鯖江市石田中町3-5  
 ♪ 高島 栄 鯖江市石田下町21-46  
 ♪ 西村 郁夫 鯖江市石田下町17-14  
 ♪ 箕輪惣一郎 鯖江市大倉町8-5-3  
 ♪ 加藤 孝吉 鯖江市吉田町2-13  
 ♪ 加藤 拓雄 鯖江市平井町53-15  
 ♪ 加藤 公和 鯖江市平井町52-3  
 ♪ 笹木吉右門 鯖江市二丁掛町14-20  
 ♪ 堀内 康宏 鯖江市冬島町11-52  
 ♪ 青山 泰雄 鯖江市特明寺町12-1-1  
 ♪ 吉本 照 鯖江市西大井町20-4  
 ♪ 牧野 良信 鯖江市川去町37-14  
 ♪ 牧野 孝弘 鯖江市川去町38-14  
 ♪ 青山 雄二 鯖江市田村町15-10  
 ♪ 小棹 昇 鯖江市小泉町22-76  
 ♪ 佐々木義和 鯖江市熊田町15-111  
 ♪ 高棹 勝廣 鯖江市和田町17-16  
 ♪ 佐々木武二 鯖江市石生谷町32-73  
 ♪ 小林 慶一 鯖江市漆原町1-7-5  
 ♪ 橋本 雅夫 鯖江市下野田町31-8  
 ♪ 橋本 忠憲 鯖江市下野田町32-20

♪ 笠原 健治 鯖江市上野田町3-3  
 ♪ 鉾崎 直文 鯖江市上氏家町6-15  
 ♪ 手鹿 廣一 鯖江市下氏家町16-22  
 ♪ 小嶋 重治 鯖江市当田町21-4-7  
 ♪ 熊谷 聖 鯖江市鳥井町7-24  
 監 事 鷲田 耕三 鯖江市石田上町38-8  
 ♪ 加藤 一信 鯖江市大倉町16-16  
 ♪ 牧野 清之 鯖江市川去町38-27  
 ♪ 笹本 悟 鯖江市漆原町5-1-3  
 ♪ 中村 享男 鯖江市上氏家町6-9

白山安養寺土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 上野 博 越前市安養寺町113-8  
 ♪ 竹下 眞一 越前市安養寺町85-25  
 ♪ 横山 一衛 越前市安養寺町82-17甲  
 ♪ 稲場 茂昭 越前市安養寺町37-19  
 ♪ 酒井 正信 越前市安養寺町89-2甲  
 ♪ 表利右衛門 越前市安養寺町27-14甲  
 ♪ 藪上興四郎 越前市安養寺町117-11  
 ♪ 丸山 堅一 越前市安養寺町88-15  
 ♪ 下野 重和 越前市安養寺町115-1  
 ♪ 小山 雅人 越前市安養寺町113-5  
 ♪ 横山 大三 越前市安養寺町89-18  
 監 事 上野 嘉蔵 越前市安養寺町113-2-1  
 ♪ 笹本主一郎 越前市安養寺町90-21  
 ♪ 坂下 在良 越前市安養寺町105-13

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年12月12日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理 事 増田太左衛門 越前市家久町74-16

福井朝日土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年1月6日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理 事 小川 一介 越前町宝泉寺22-20

今立土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理 事 海田 和廣 越前市山室町50-6-2  
〃 蓑輪 和彦 越前市八石町3-1-1  
〃 内藤 隆暁 越前市相木町12-1  
〃 前田 博之 越前市殿町8-23  
〃 鈴木 昌幸 越前市西樫尾町26-6-1  
〃 永木 良和 越前市西樫尾町7-9  
〃 水野 正彦 越前市杉尾町15-8  
〃 高橋 英文 越前市轟井町33-18  
〃 福田 勝康 越前市中印町19-27  
〃 笠島 行安 越前市南坂下町13-11  
〃 高橋 伊文 越前市東庄境町28-41-1  
〃 古市 好孝 越前市西庄境町5-27  
〃 白崎 和博 越前市国中町53-2  
〃 高峯 良雄 越前市中津山町21-30  
〃 水野 良夫 越前市新堂町19-5  
〃 田中 秀幸 越前市赤坂町58-12  
〃 渡辺成一郎 越前市高岡町8-39-5  
〃 石本 健三 越前市藤木町5-20  
〃 田中耕一郎 越前市頌家町22-26  
〃 石本 正則 越前市波垣町15-10

〃 梅田吉右エ門 越前市寺地町10-12

〃 若泉 勝哉 越前市横住町39-8

〃 國久 繁雄 越前市長谷町28-34

〃 襄輪 利一 越前市北坂下町5-12

〃 上道 英夫 越前市柳元町29-9

〃 千石谷幸男 越前市市野々町10-25

監 事 上坂 正嗣 越前市朽飯町22-6

〃 小林 博之 越前市島町29-16

〃 林 直樹 越前市野岡町4-30

〃 峯森 重孝 越前市新在家町4-2-3

鯖江日野川西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理 事 水間 照男 鯖江市石田上町37-22-1  
〃 青柳 静 鯖江市石田上町43-16-1  
〃 五十嵐義治 鯖江市石田中町3-5  
〃 高島 栄 鯖江市石田下町21-46  
〃 西村 郁夫 鯖江市石田下町17-14  
〃 加藤 孝和 鯖江市大倉町10-10  
〃 加藤 隆 鯖江市吉田町2-11-2  
〃 加藤 一雄 鯖江市平井町60-14  
〃 加藤 信行 鯖江市平井町54-5-1  
〃 笹木吉右エ門 鯖江市二丁掛町14-20  
〃 堀内 康宏 鯖江市冬島町11-52  
〃 青山 泰雄 鯖江市持明寺町12-1-1  
〃 高嶋九左衛門 鯖江市西大井町23-17  
〃 牧野 良信 鯖江市川去町37-14  
〃 牧野 孝弘 鯖江市川去町38-14  
〃 東井 忠義 鯖江市田村町5-5  
〃 小棹 昇 鯖江市小泉町22-76  
〃 佐々木義和 鯖江市熊田町15-111  
〃 高棹 勝廣 鯖江市和田町17-16  
〃 青木 一郎 鯖江市石生谷町29-2



〃 小林 慶一 鯖江市漆原町1-7-5  
 〃 橋本 忠憲 鯖江市下野田町32-20  
 〃 瀧ヶ花祥晃 鯖江市下野田町26-13-12  
 〃 牧野 仙一 鯖江市上野田町7-11-2  
 〃 水野 辰美 鯖江市上氏家町12-10  
 〃 手鹿 廣一 鯖江市下氏家町16-22  
 〃 小嶋 重治 鯖江市当田町21-4-7  
 〃 熊谷 聖 鯖江市鳥井町7-24  
 監 事 藤田 雄治 鯖江市石田下町16-18  
 〃 伊部 弘子 鯖江市特明寺町18-6  
 〃 青山 雄二 鯖江市田村町15-10  
 〃 辻川 哲也 鯖江市和田町17-50  
 〃 徳橋 健児 鯖江市当田町20-28-2

白山安養寺土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 上野 博 越前市安養寺町113-8  
 〃 表利右衛門 越前市安養寺町27-14甲  
 〃 横山 一衛 越前市安養寺町82-17甲  
 〃 稲場 茂昭 越前市安養寺町37-19  
 〃 酒井 正信 越前市安養寺町89-2甲  
 〃 藪上興四郎 越前市安養寺町117-11  
 〃 丸山 堅一 越前市安養寺町88-15  
 〃 下野 重和 越前市安養寺町115-1  
 〃 横山 太三 越前市安養寺町89-18  
 〃 加藤 治 越前市安養寺町80-56  
 〃 加藤 弘一 越前市安養寺町117-23  
 監 事 上野 嘉蔵 越前市安養寺町113-2-1  
 〃 坂下 在良 越前市安養寺町105-13  
 〃 嶋田 亮一 越前市安養寺町37-9

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月15日に役員に就任した旨の届出があったので、

同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 前田 勘治 越前市家久町52-14

福井朝日土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月29日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 山田 博幸 越前町天王30-1-1

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和5年4月20日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
国土地理院
- 2 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 3 作業の期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 作業の地域  
福井県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和5年4月21日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
国土地理院
- 2 作業の種類  
基本測量（航空重力測量）

- 3 作業の期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 作業の地域  
県内全域

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県土木部砂防防災課  
福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年3月27日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社ワルツ電波  
福井市豊島2丁目6番7号
- 5 落札金額  
66,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和5年2月7日

# 人事委員会規則

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月二日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十八号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成七年福井県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第三（第十七条関係）			別表第三（第十七条関係）		
十五〜二十六（略）	<p>一〇十三（略）</p> <p>十四 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>（略）</p> <p>一〇の年の六月から十月までの期間内における週休日、条例第八条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する五日以内</p>	<p>（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>（略）</p> <p>一〇の年の七月から九月までの期間内における週休日、条例第八条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する五日以内</p>	<p>（略）</p>

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第51号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月2日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

#### 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	新規取得講習	令和5年6月5日(月)から 令和5年6月13日(火)まで	30名
	追加取得講習	令和5年6月8日(木)から 令和5年6月13日(火)まで	

日曜日および土曜日を除く。

#### 2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

#### 3 受講対象者

##### (1) 新規取得講習

受講申込を行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）

）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

##### (2) 追加取得講習

受講申込を行う日において、1号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

エ 1号警備業務に係る旧1級検定に合格した者

オ 1号警備業務に係る旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

#### 4 受講申込の手續

##### (1) 受付期間

令和5年5月8日（月）から同年5月17日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

##### (2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

##### (3) 提出書類

ア 共通  
警備員指導教育責任者講習申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

##### イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

a 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 上記3(1)イに該当する者

1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

- (ウ) 上記3(1)ウに該当する者
    - a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
  - (エ) 上記3(1)エに該当する者
    - 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
  - (オ) 上記3(1)オに該当する者
    - a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
  - ウ 追加取得講習
    - (ア) 上記3(2)アに該当する者
      - a 警備業務従事証明書 1通
      - b 履歴書 1通
      - c 資格者証等の写し 1通
    - (イ) 上記3(2)イに該当する者
      - a 1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
      - b 資格者証等の写し 1通
    - (ウ) 上記3(2)ウに該当する者
      - a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
      - b 警備業務従事証明書 1通
      - c 資格者証等の写し 1枚
    - (エ) 上記3(2)エに該当する者
      - a 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
      - b 資格者証等の写し 1枚
    - (オ) 上記3(2)オに該当する者
      - a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
      - b 警備業務従事証明書 1通
      - c 資格者証等の写し 1枚
  - (4) 手数料
    - ア 新規取得講習
      - 47,000円
    - イ 追加取得講習
      - 23,000円
- に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。  
 なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 5 講習に関する問合せ先  
 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課  
 電話0776-22-2880

- (内線3192、3193) または各警察署生活安全課(係)
- 6 その他
- (1) 委託先
 

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。
  - (2) 修了考査
 

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

令和五年五月二日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇  
福井県福井市大手三丁目十七番一号  
福井県